

“お互いに 一声かけて見守りを!”

発行：横浜市消費生活総合センター

暮らしのレスキューサービス 思わぬ高額請求に注意!

掲示許可
有効期限 10月16日
西柴団地自治会

トイレが詰まり、ネット検索で上位に出た「修理料金 980円～」の事業者に依頼した。来訪後「追加の作業が必要で、総額50万円かかる」と言われた。納得できない。

(相談者：70歳代女性)

「水回りの修理」、「鍵の解錠」などのレスキューサービスで、請求額に納得できない場合は、「後日振り込みたい」と伝えるなど、その場で現金を支払うことは避けましょう。事業者に来訪を求めたとしても、広告の料金表示と請求額が大きく異なる場合などは、クーリング・オフができる可能性があります。

⚠️トラブル防止のポイント

- ✓ 広告の料金をうのみにしない!
- ✓ 検索結果の上位に表示される事業者が信頼できるとは限らない!
- ✓ 事業者の来訪を要請する前に、作業内容や料金などをよく確認する!



横浜市消費生活総合センター 🔍 検索

相談事例など暮らしに役立つ情報満載!

消費生活相談電話 045-845-6666 (平日 9:00～18:00
土日 9:00～16:45)